

欠席届について

1 欠席・遅刻・早退・欠課

欠席・遅刻・早退・欠課をする場合には、下記的手段で保護者から事前に学校へ連絡してください。

- ① ホームページ内の連絡フォーム（当日の朝～9時）
- ② 電話連絡（8時20分以降）

欠席が長期にわたる場合には、診断書またはそれに代わるものの提出を求められることがあります。

2 忌引

速やかに学校へ連絡し、後日、忌引届を担任へ提出してください。

忌引日数については、次のとおり基準を定めていますが、連絡の際にご相談ください。

- 父母・保護者……………7日以内
- （曾）祖父母・兄弟姉妹・伯叔父母……3日以内
- 従兄弟姉妹・その他の親族……………1日

また、法事等については別途定めるため、事前に問い合わせてください。

3 出席停止

学校感染症に罹患した場合、医師の指示する期間は出席停止となります。詳しくは「感染症による出席停止について」をご確認ください。

4 公欠

次の場合に該当する欠席については、事前に公欠願を提出することで、公欠扱いとなります。

- ① 進学・就職試験を受ける場合
- ② 高体連及び高文連が主催する大会に参加する場合
- ③ その他、学校が特に認めた場合